

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第117号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年6月18日（火） 12時55分ごろ
発生場所	広島県尾道市 <small>いんのしま</small> 因島東方沖（三原瀬戸） 尾道市所在の大浜埼灯台から真方位124° 3.08海里（M）付近 （概位 北緯34° 19.7′ 東経133° 13.5′）
事故等調査の経過	平成25年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客フェリー にゅうおりんぴあ、690トン 129607、両備ホールディングス株式会社 B 引船 イワキII、19トン 260-29030愛媛、イワキテック株式会社 C 台船 T-31、全長50.00m なし、有限会社寺岡商事
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 C 乗組員C、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A ランプゲートに擦過傷、ランプゲートに設置された防舷材が折損 B なし C 左舷中央部外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、船長Aが単独で船橋当直に当たり、因島東方沖を約11.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵によって南東進した。 船長Aは、天候も良好で前方に障害物もなかったので、少しの間であれば、大丈夫と思い、船橋左舷ウイングで操舵室外壁の水洗いをしていたところ、平成25年6月18日12時55分ごろ、大浜埼灯台から真方位124° 3.08M付近において、A船の左舷船首部とC船の左舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、C船を左舷に横抱きにし、C船に積載した高さ約15m、重量約64tのブロック2つにより、船首方から左舷船首方に掛けて約70°の範囲に生じた死角（視界が制限される状態）を解消するため、C船の右舷船首に乗組員Cを配置して船長Bが単独で船橋当直に当たり、因島東方沖を約5.8knの速力で

	<p>手動操舵によって北進した。</p> <p>乗組員Cは、船長Bから他船を認めれば、報告するように指示を受け、12時45分ごろ左舷方にA船を認め、C船の船尾方を通過して行くように見えたので、そのことを船長Bに報告したものの、その後、A船が間近に接近して来ることを認めたが、報告する間もなく、A船とC船とが衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	乗組員Cは、本事故発生場所付近の航行経験が3回あった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり、C あり</p> <p>A なし、B なし、C あり</p> <p>A なし、B なし、C なし</p> <p>A船は、因島東方沖を南東進中、船橋当直中の船長Aが船橋左舷ウイングで操舵室外壁の水洗いを行っていたことから、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、C船を横抱きにした状態で因島東方沖を北進中、C船で見張りに当たっていた乗組員CがC船の船尾方をA船が通過して行く旨の報告を船長Bへ行ったことから、針路及び速力を保持して航行を続け、A船とC船とが衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、因島東方沖において、A船が南東進中、B船がC船を横抱きにした状態で北進中、船長Aが船橋左舷ウイングで操舵室外壁の水洗いを行い、また、乗組員CがC船の船尾方をA船が通過して行く旨の報告を船長Bへ行ったため、A船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張り員は接近する他船を認めた場合には、速やかに船長に報告すること。